

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成31年1月10日(2019.1.10)

【公表番号】特表2017-535982(P2017-535982A)

【公表日】平成29年11月30日(2017.11.30)

【年通号数】公開・登録公報2017-046

【出願番号】特願2017-510513(P2017-510513)

【国際特許分類】

H 04 L 27/26 (2006.01)

H 04 J 1/00 (2006.01)

H 04 W 4/12 (2009.01)

【F I】

H 04 L 27/26 113

H 04 J 1/00

H 04 W 4/12

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年11月20日(2018.11.20)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

端末であって、

基地局がブロードキャストするシステムメッセージを受信する受信モジュールであって、前記システムメッセージは専用チャネルのリソース構成情報を保持し、前記専用チャネルは、不連続的に送信されると共に所定のしきい値未満の長さを持つアプリケーションデータを送信するために用いられる、受信モジュールと、

前記専用チャネルを用いて前記基地局に、不連続的に送信されると共に前記所定のしきい値未満の前記長さを持つ、前記端末の識別子と前記アプリケーションデータを送信する送信モジュールと

を備え、

前記アプリケーションデータを送信するアプリケーションは、前記アプリケーションが起動している間は、前記基地局との接続を維持する、

端末。

【請求項2】

前記端末はアイドルモードである

請求項1に記載の端末。

【請求項3】

前記システムメッセージは少なくとも1つのシステムメッセージブロックを含み、前記少なくとも1つのシステムメッセージブロックのうち第1のシステムメッセージブロックは前記専用チャネルのプライマリスケジューリング情報を保持するために用いられ、前記プライマリスケジューリング情報は、スケジューリングウィンドウの長さ、スケジューリング期間、および、システムメッセージブロックマッピング情報を含む

請求項1または2に記載の端末。

【請求項4】

前記第1のシステムメッセージブロックは、前記専用チャネル上のそれぞれのサブチャ

ネルを別々にスケジューリングするために用いられ、それぞれのサブチャネルのセカンダリスケジューリング情報は、前記少なくとも1つのシステムメッセージブロックのうち前記第1のシステムメッセージブロック以外の一の異なるシステムメッセージブロックを用いて別々に送信される

請求項3に記載の端末。

【請求項5】

前記第1のシステムメッセージブロックは、前記専用チャネル上の複数のサブチャネルの全てを同時にスケジューリングするために用いられ、前記専用チャネルの前記複数のサブチャネルの全てのセカンダリスケジューリング情報の全ては、格納されており、前記少なくとも1つのシステムメッセージブロックのうち第2のシステムメッセージブロックを用いて送信される

請求項3に記載の端末。

【請求項6】

それぞれのサブチャネルの前記セカンダリスケジューリング情報は、リソースブロック位置、周波数ドメイン開始位置、帯域幅およびサブチャネルスケジューリング期間を含む
請求項4または5に記載の端末。

【請求項7】

複数の前記サブチャネルのそれぞれの複数のリソースブロックは時間ドメインにおいて連続している

請求項4から6のいずれか一項に記載の端末。

【請求項8】

前記システムメッセージに保持される前記リソース構成情報はさらに、前記端末を識別するために用いられる直交符号セットまたは非直交符号セットを含み、

前記専用チャネルを用いて前記アプリケーションデータを送信する場合、前記送信モジュールは、前記直交符号セットまたは前記非直交符号セットから直交符号または非直交符号を選択し、前記直交符号または前記非直交符号、および、前記アプリケーションデータの両方を送信する

請求項1から7のいずれか一項に記載の端末。

【請求項9】

前記専用チャネルのリソース構成が変化する場合、前記受信モジュールはさらに、更新後のシステムメッセージを受信し、変化後の前記専用チャネルのリソース構成情報を取得し、前記送信モジュールはさらに、前記変化後の専用チャネルを用いて前記アプリケーションデータを送信する

請求項1から8のいずれか一項に記載の端末。

【請求項10】

入力装置、出力装置、メモリおよびプロセッサを備える端末であって、

前記メモリは、プログラムを格納し、前記プロセッサは、

基地局がブロードキャストしたシステムメッセージを受信する段階であって、前記システムメッセージは専用チャネルのリソース構成情報を保持し、前記専用チャネルは不連続に送信されると共に所定のしきい値未満の長さを持つアプリケーションデータを送信するために用いられる、受信する段階と、

前記専用チャネルを用いて前記基地局に、不連続に送信されると共に前記所定のしきい値未満の前記長さを持つ、前記端末の識別子と前記アプリケーションデータを送信する段階と

を実行するべく前記プログラムを呼び出し、

前記アプリケーションデータを送信するアプリケーションは、前記アプリケーションが起動している間は、前記基地局との接続を維持する、

端末。

【請求項11】

端末にシステムメッセージをブロードキャストするブロードキャストモジュールであつ

て、前記システムメッセージは、専用チャネルのリソース構成情報を含み、前記専用チャネルは、不連続的に送信されると共に所定のしきい値未満の長さを持つアプリケーションデータを送信するために用いられる、ブロードキャストモジュールと、

前記専用チャネルを用いて前記端末によって送信される、前記端末の識別子と前記アプリケーションデータであって、不連続的に送信されると共に前記所定のしきい値未満の前記長さを持つ、前記端末の識別子と前記アプリケーションデータを受信する受信モジュールと

を備え、

前記アプリケーションデータを送信するアプリケーションは、前記アプリケーションが起動している間は、前記基地局との接続を維持する、

基地局。

【請求項 1 2】

入力装置、出力装置、メモリおよびプロセッサを備える基地局であって、

前記メモリは、プログラムを格納し、前記プロセッサは、

端末にシステムメッセージをブロードキャストする段階であって、前記システムメッセージは専用チャネルのリソース構成情報を含み、前記専用チャネルは、不連続に送信されると共に所定のしきい値未満の長さを持つアプリケーションデータを送信するために用いられる、ブロードキャストする段階と、

前記専用チャネルを用いて前記端末が送信する、前記端末の識別子と前記アプリケーションデータであって、不連続に送信されると共に前記所定のしきい値未満の前記長さを持つ、前記端末の識別子と前記アプリケーションデータを受信する段階と

を実行するべく前記プログラムを呼び出し、

前記アプリケーションデータを送信するアプリケーションは、前記アプリケーションが起動している間は、前記基地局との接続を維持する、

基地局。

【請求項 1 3】

請求項 1 から 9 のいずれか一項に記載の端末と、

請求項 1 1 に記載の基地局と

を備えるシステム。

【請求項 1 4】

基地局がブロードキャストするシステムメッセージを端末によって受信することであって、前記システムメッセージは専用チャネルのリソース構成情報を保持し、前記専用チャネルは、不連続的に送信されると共に所定のしきい値未満の長さを持つアプリケーションデータを送信するために用いられる、受信することと、

前記専用チャネルを用いて前記基地局に、不連続的に送信されると共に前記所定のしきい値未満の前記長さを持つ、前記端末の識別子と前記アプリケーションデータを前記端末によって送信することと

を備え、

前記アプリケーションデータを送信するアプリケーションは、前記アプリケーションが起動している間は、前記基地局との接続を維持する、

通知方法。

【請求項 1 5】

請求項 1 4 に記載の通知方法をプロセッサに実行させるためのプログラム。

【請求項 1 6】

基地局によってシステムメッセージを端末にブロードキャストすることであって、前記システムメッセージは、専用チャネルのリソース構成情報を含み、前記専用チャネルは、不連続的に送信されると共に所定のしきい値未満の長さを持つアプリケーションデータを送信するために用いられる、ブロードキャストすることと、

前記専用チャネルを用いて前記端末によって送信される、前記端末の識別子と前記アプリケーションデータであって、不連続的に送信されると共に前記所定のしきい値未満の前

記長さを持つ、前記端末の識別子と前記アプリケーションデータを受信することと
を備え、

前記アプリケーションデータを送信するアプリケーションは、前記アプリケーションが起動している間は、前記基地局との接続を維持する、
通知方法。

【請求項 1 7】

請求項 1 6 に記載の通知方法をプロセッサに実行させるためのプログラム。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 8 6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 8 6】

これは、多くの端末が同一の専用チャネルを共有しているためである。端末は移動可能であるので、システムは移動可能な端末を把握していないとしてよい。このため、端末は、専用チャネルでアップリンク送信を実行する際、アップリンク識別のために直交符号または非直交符号を必要とする。直交符号セットは予め定められているとしてよく、複数の直交符号セットがある場合、一の直交符号セットのサブセットを複数の異なるチャネルに利用するとしてもよい。符号は送信に使用され、国際移動加入者識別 (International Mobile Subscriber Identity, IMSI と省略) のような端末自体の何らかの識別子を保持する必要がある。端末が直交符号を用いてアップリンク送信を実行する場合、当該直交符号を用いてコンフリクトを解決する。このため、システム情報において、専用チャネルで利用する直交符号セット（サブセット）を端末に通知する必要がある。非直交符号を用いる場合の原理も同様であり、本明細書では詳細は繰り返し記載しない。